

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 4日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21520688

研究課題名（和文） 中世荘園の領域支配と負担構造に関する研究—「荘園公領制」概念の再検討—

研究課題名（英文） Reconsideration of the concept of "shoen-koryo-system" - Study on the structure of territorial rule and imposition about medieval shoen

研究代表者

鎌倉 佐保 (KAMAKURA SAHO)

明治大学・文学部・兼任講師

研究者番号：60468824

研究成果の概要（和文）：

平安～鎌倉期における荘園・公領に関する帳簿の作成過程と機能、史料性格を明らかにし、また一国平均役賦課単位の把握の仕方と現実的な領域的支配・経営のあり方、領域内に包摂される複雑な負担構造のあり方の実態を明らかにした。「荘園公領制」概念は、負担構造の錯綜する事実のみから否定することはできず、依然として一国平均役という国家的賦課成立との関連で把握され有効性をもつと考えられるが、しかしなお現実の領域支配・経営との関係でこの概念が有効性をもつかは、さらなる検証が必要であるとの結論を得た。

研究成果の概要（英文）：

I studied the function and character of the land ledger in the Heian and Kamakura period. It became clear that the method of levy of tax differs from realistic land rule and the burden of a tax. The concept "shoen-koryo-system" cannot be denied from the fact that many tax burdens were intermingled, and it has validity from the viewpoint that the tax on the whole country (ikkoku-heikin-yaku) was materialized. But whether the concept has validity from the viewpoint realistic land rule has the necessity for reexamination.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：中世史 荘園 荘園公領制

## 1. 研究開始当初の背景

1970年代に提起され、その後も通説的位置をしめてきた「荘園公領制」の理解に対して、1990年代後半以降、新たな中世荘園形成論が提起され（立荘論）、寄進地系荘園をはじめとする従来の通説的理解が大きな見

直しを迫られることになった。「荘園公領制」概念批判の要点は、①多くの中世荘園は公領や他領を包摂した「複雑な荘域構成」をもっており、荘園と公領とは分離されていない、②中世荘園は、わずかな免田からでも広大な領域をもって立荘された、というもので、そ

れにより荘園と公領との空間的分離、在地領主制の体制的成立＝在地領主による領域支配の実現という「荘園公領制」概念の前提自体が否定されることになった。

しかし、中世荘園の「複雑な荘域構成」の実態や、公領や他領をふくんだ「複雑な荘域構成」が実際にどのように存立しているのか、なぜ公領や他領を包摂して広大な領域をもった荘園が形成されるのか、またその領域のもつ意味などについては、いまだ具体的な検討がなされていなかった。こうした研究の現状において、荘園と公領の空間構成の実態、領域支配の実態を明らかにし、「荘園公領制」概念で把握されてきた中世前期の土地支配体制を改めて捉え直すことが喫緊の課題となっていた。

## 2. 研究の目的

近年の荘園制研究が主張する「荘園公領制」概念批判は成り立つのか、荘園内部の「複雑な荘域構成」という事実から〈荘園と公領との空間的分離〉という実態を否定できるのか、そして「荘園公領制」概念は有効性をもつのか。本研究は、「荘園公領制」概念の有効性を再検討することを目的としている。そのためにまず、荘園・公領に関する帳簿の史料学的研究・分析をおこない、荘園・公領の把握と諸役賦課・免除の方法を明らかにし、さらに荘園・公領と負担構造の実態の究明をおこなうことを目的としている。

## 3. 研究の方法

(1) 荘園の領域支配と負担構造の実態を明らかにする基礎となるのが、荘園・公領に関する帳簿類の分析であるが、現状では帳簿の史料学的研究が不十分であったため、まず荘園・公領に関する帳簿類の網羅的収集とデータベース化をおこない、文書名の確認、および検田・検注の作業に関する帳簿類を中心として、その史料性格と機能について整理・分析をおこなった。いくつかの主要な史料に関しては、写真・影写本・原本で文字の確認をおこなった。あわせて、加納・余田・利田・起請田・出田・引田等の帳簿上の用語の分析を行った。

(2) 荘園公領関係帳簿のデータをもとに、検田から検注へという帳簿の変化を具体的に跡づけ、何に基づき国役・一国平均役賦課が行われるのか、その際の基準となる帳簿との関連、賦課と免除の実態を明らかにし、領域型荘園成立との関係を分析した。

(3) 検田・検注の実態、帳簿作成の過程、諸役賦課・免除のあり方の分析を通じて、荘園内の空間構成の実態を解明し、「荘園公領制」概念の有効性について再検討を行った。

## 4. 研究成果

(1) 荘園・公領関係の帳簿として、平安期～鎌倉期における検田帳・坪付帳・図帳・馬上帳・丸帳・検田目録・検田枚目録・免除領田制関係史料・立券状・検注帳・検注取帳・検注目録・土帳・実検図・大田文・惣勘文等の史料を網羅的に収集し、整理をおこなった。そのなかで、現在の刊行史料で検田帳・検注帳という文書名がつけられていても、本来の検田帳ではなく、検田帳・国図等の勘文・勘注であるものが存在していることなどから、個々の帳簿の内容・文書名の確認整理と史料性格の分析、分類をおこなった。

すでに先行研究で、検田作業の具体的手続きと、延久年間をさかいとして検注へと移行することが明らかとなっているが、「検田」という用語と検田（検島）の作業そのものは鎌倉期にまで通じていることを確認し、また「検注」という用語については、延久荘園整理令を機に使用がはじまり、特に「注（しる）す」すなわち書き出すという点に、領主権の帰属を調査し明らかにする機能が現れていることを確認した。検田が公田への諸賦課を目的とした作業であるのに対して、検注とは賦課対象とともに土地の領有と免田（本免田）の確認・確定作業であることを明らかにした。

また、検田・検注作業のなかで作成されたと考えられる「土帳」と呼ばれる坪付図および帳簿形式の文書について、その史料性格がいまだ十分には明らかになっていなかったため、これらの史料性格と機能を分析した。「土帳」とは本来は荘園現地で作成され利用された現地帳簿をいい、条里方格図形式の坪付図・実検図については、検注取帳から検注目録を作成する間に位置する実用的な帳簿であり、また集計簿としての役割・機能をもっていたことを明らかにした。

同様に、在地に残され伝来した撰津垂水西牧榎坂郷田畠取状、国衙検注の結果作成されたとみられる備中国賀陽郡服部郷図など、現地に残された帳簿は、検注の結果をそのまま記した取帳そのものではなく、坪ごとに名や地目を集計したものであったことを明らかにした。

現地での実務のうえで、こうした検注取帳と検注目録をつなぐ図や帳簿の存在が明らかになったことは、検注の実態、諸役賦課・収納の実態を明らかにするうえでも重要である。

また、国衙検田を排除して、田数を確定する方法として12世紀には「利田起請」という方法がとられたことが知られており、それが国衙検田を受けずに出挙利分を加えて公田数を確定する方法であったことを確認し、荘園における検田使の入勘停止と国衙勸農

とが関連しているとの見通しを得た。だが史料自体が限られているため、その実態についてはなお検討の余地を残している。

以上の帳簿類の整理・分析からは、検田・検注の具体的作業と、その際にどのような帳簿が作成されるのかが明らかとなり、またそれらの帳簿と荘園側が所持する公験との関連、国衙の諸賦課との関連を明らかにする手がかりを得た。

特にここでは、検田・検注により田畠所在・面積・名請人を確認し注し取り確定する作業（検注取帳の作成）をもとに、その結果を徴税単位ごとに集計する作業（「まるかし」＝検注目録の作成）が行われることで、帳簿上において徴税単位がひとつのまとまりとして現れること、取帳から一定の操作を経て作成された検注目録（検田目録）という帳簿こそが、諸賦課・免除の基準帳簿となることを確認した。

(2)次に、臨時雑役、造内裏役、その他一国平均役として課される諸役の賦課と、帳簿との関連を考察した。

まず一国平均役の成立と密接に関連づけて捉えられてきた荘園と公領との空間的分離という問題について考察した。これまで荘園と公領とを分離した政策として捉えられてきた延久荘園整理令については、それを荘園と公領とを分離した政策であったとする理解は誤りであり、実際には荘園内から国務負担地を摘発する政策であったことをすでに明らかにしているが、荘園整理令が荘園と公領とを分離した政策ではないとすると、荘園公領の分離の問題は、荘園整理令と一国平均役賦課との関連で再考する必要がある。それについて以下の結論を得た。

11世紀半ばの造内裏役、国役等の賦課の前提には国衙検田があり、これら諸役は検田によって荘園内に確認された本免田以外の余田に対して賦課された。また延久荘園整理令以降に検注がはじまるが、その段階においても賦課原理は基本的に同じであり、検注により領主権の帰属が確定されたとしても、本免田以外の余田への諸課役賦課は免れなかった。立荘に際して検注をとれない勝示打ちがなされ領有が確定されたとしても、領域全体の免田化と国検田使入勘停止が認められなければ、本免田以外の余田への諸課役賦課は免れなかったのである。ここにおいては、荘園と公領とは必ずしも領域的空間的に分離していないばかりか、荘園内に国務負担地が存在することを前提に国衙検田がなされ諸賦課がなされていたのである。

この段階の諸役賦課の基準となったのは、検田の結果作成される検田目録であった。この検田目録は検田の結果を徴税単位ごとにまとめたもので、帳簿上では所領の重複・重

層はなかった。つまり実際の領域的空間的な分離ではなく、検田目録という帳簿上で、荘園と公領・他領は分離されており、徴税単位として把握されていたことが明らかとなった。

次に、建久四年の一国平均役賦課方式の転換にともなう、基準帳簿と荘園公領分離の問題について考察した。建久4年の役工夫米賦課より、白河・鳥羽・後白河三代による免除を獲得してきた荘園でも賦課を免れず、全荘園公領に賦課されることとなった。すでにそれまでの間、荘園整理令発令のたびに荘園領主には、荘園の田畠総数、立荘の年紀、相折等の注進が命じられており、記録所で調査がなされてきた。ここで確認されたのは、荘園の立荘時の立券であり、検注の結果確定された惣田数であった。建久四年の賦課方式の転換では、基本的にこの惣田数が賦課基準となった。この検注田数は、基本的には検注の結果を所領単位ごとにまとめた検注目録を基礎としており、一国平均役賦課の基準帳簿となったのは一国単位の惣勘文であった。だが、ここで基礎とされた検注目録についても、先の検田目録と同様、帳簿上の徴税単位の把握であり、必ずしも空間的分離を意味するわけではない。以上の分析により、惣勘文や大田文に示された荘園・公領の姿は、あくまで一国平均役賦課のための帳簿上の姿として捉える必要があることが明らかとなった。現実にも、12世紀末までの間に、散在田を一円化し、改めて立券・勝示打ちをおこなって領域的に分離をはかっていく動きも進みつつあったが、一方で領域内に別個の徴税単位が含まれているような領域的に区分されていない場合も存在したのである。

以上を踏まえうえて、現実の領域支配の問題を考察した。この点の考察は不十分な部分を残しているが、現段階での分析では、荘園内に包摂された他領や公領の存在を「複雑な荘域構成」と捉えること自体、一定の操作を経てまとめられた帳簿（検注目録）にもとづく捉え方であり、包摂された他領・公領とはまさに検注目録によって現出した帳簿上の姿であったということが出来る。検注権および現実の支配・経営のレベルでそうした異質性があるか否かはさらに検討する必要がある。むしろこれまで「複雑な荘域構成」として捉えられてきたのは、複雑な負担構造というべきで、領域支配自体は個々の所領ごとに空間的に分離されていたと考えられる。

(3)以上を踏まえ「荘園公領制」概念の有効性について考察した。

これまでの研究は、「荘園公領制」の基本となる荘園・公領の空間的分離を、大田文など帳簿上に現れる姿を基本として捉えてきた。しかし、本研究での考察の結果、大田文

に示された一国の荘園・公領のあり方は、検注目録という、一定の帳簿上の操作を経て把握された観念上の領域区分であったことが明確となった。

検注目録や大田文等の帳簿上では個々の徴税単位として区別されている荘園・公領は、現実には必ずしも空間的・領域的に分離してはいなかった。だがこの点でも、現実的に区分されていないのは錯綜する負担のあり方であったことに注意する必要がある。領域内に異質・多様な負担をする地目が含まれていることと、現実的な領域支配・経営のあり方とは一致しない。領域支配という点では、やはり個々の所領は空間的・領域的な分離がなされていったと考えられる。それは、大田文上や検注目録上の姿とは別個にその実態を捉える必要がある。

以上の考察から、現段階においては、「荘園公領制」概念を従来通りの理解で捉えることはできず、より現実的な支配の実態に即して、今一度捉え直し、実態のうえから概念の有効性を検証すべきであるとの結論を得た。

だが、観念上とはいえ大田文上に示される荘園公領把握と一国平均役という国家的賦課の成立という、中世国家の成立の指標として「荘園公領制」概念がもつ意義については、否定することはできない。この点においては、「荘園公領制」概念はなお有効性をもっているといえるだろう。

今後、本研究の成果を踏まえさらに荘園公領支配の実態を具体的に明らかにし、さらに検証していくことが必要である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

鎌倉佐保「土帳・実検図・坪付図の機能と史料の性格に関する覚書」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』57号、2012年4月)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

鎌倉 佐保 (KAMAKURA SAHO)

明治大学・文学部・兼任講師

研究者番号：60468824